



国家リーダーの「たらい回し」はもう御免だ…

◆日本式◆首相公選制への一試案

首相交替の前に必ず総選挙を…
現代版「憲政の常道」で日本を救え！

龍馬プロジェクト代表・かみや・そらへい

神谷宗幣

平成の世になつて、日本の総理大臣が何回入れ替わつたかと聞かれてすぐに答えられるだろうか。竹下—宇野—海部—宮沢—細川—羽田—村山—橋本—小渕—森—小泉—安倍—福田—麻生—鳩山—菅—野田—安倍と数えていくと、わずか25年で17回、国家のリーダーが替わつてゐる。その間、アメリカではブッシュ—クリントン—ブッシュ（Jr.）—オバマのわずか3回だけだ。

日本の政治はよく「三流以下」だと酷評されるが、その原因の一つが、こうした国家リーダーのたらい回しにあることは間違いない。国際会議を例に挙げれば、他国の代表は四～八年の任期を勤

め上げるので、大半は「この前はどうも…」といった挨拶が交わされる。しかしわが国の代表だけは毎回「はじめまして…」となるわけである。これでは目先のことは話し合えて、中長期的な課題でまともな交渉など期待できない。

民間でも同じことが言える。自分の会社のトップが1年ごとに交代したらどうなるか。毎年会社の経営方針が変わるのである。トップの指示で作成した計画書が、年度が替わるともう要らないと言われる。こんな状況でまともな仕事が出来るはずがない。仕事の前提となる人間関係すら築けないだろう。

リーダーに長期政権を委ねようという、首相公選制である。

改憲より先にリーダーシップ強化を

これはまさに、わが国の官僚がおかれている状況ではないか。ころころ替わる大臣や政策の下で、地に足のついた行政サービスを実施することは難しい。安定した国民生活を維持し、向上していこうと思えば、ある程度の「官僚主導」は避けられないだろう。無責任な官僚バッティングは国政を停滞させるだけだ。「脱官僚」をキヤッチフレーズに政権を獲つた民主党が、失政に次ぐ失政を重ねたのもこのためである。

むろん私は、何も「官僚主導」が良いと言つてゐるわけではない。国家リーダーのたらい回しを放置したまま、官僚に八つ当たりしても仕方がないと言いたいのだ。ただでさえ役人社会では、國も地方も総じて減点主義が蔓延している。その上リーダーが場当たり的な指示ばかり出していれば、ますます役人はリスクをとつて改革しようとは考えなくなるだろう。

そこで話題に上つてくるのが、国民の信を得た

内閣総理大臣を国民が直接選挙で選ぶ首相公選制については、主に次の三つの点で議論が分かれている。一つ、国家観も政治センスもないタレント候補などが人気だけで国家リーダーに選ばれる可能性がある。二つ、明確に制度化すれば憲法改正が必要となるため実現までに相当な時間がかかる。そして三つ、天皇のご存在という日本の国柄（もしくは国体）に相応しいかどうか…という点である。

4月4日に開かれた衆議院の憲法審査会でも、首相公選制をめぐつて各党が議論を戦わせた。

日本維新の会とみんなの党は、導入すべきだという考え方を示している。日本維新の会は、「全面的に賛成。立候補資格については、一定数の国会議員の推薦を要件とするなどと検討していく」。みんなの党は、「国会議員の論理で選ばれた総理大臣には、継続的で強力なりーダーシップを期待できず、改革の推進力が乏しい。国民が総理官。著書に『日本のスイッチを入れる』（カナリア書房）。

神谷宗幣

昭和52（1977）年、福井県生まれ。関西大

学卒業。関西大学法科大学院修了。平成19年、大阪府吹田市議会議員選挙に無所属で出馬し当選。24年、衆議院議員選挙に自民党公認で出馬するも落選。龍馬プロジェクト全国会会長。予備自衛官。著書に『日本のスイッチを入れる』（カナリア書房）。

大臣を選ぶ選挙権を持つことがいちばん分かりやすい」と主張した。

これに対し自民党は、「議院内閣制は、民意の国政への反映という観点と、国会と政府のねじれを防ぐという観点のバランスが図られた制度であり、現状のまま総理大臣の専権事項を拡大して、リーダーシップを發揮できるようすべきだ」と、導入に反対の立場だ。

三者三様の主張には、一長一短がある。

日本維新の会の提案は、いわばタレンント候補対策だが、被選挙権を国会議員などに限定しない限り、少数政党が党勢拡大のため人気タレンントを担ぎ出さないとも限らない。

みんなの党の意見は、現行制度では首相のリーダーシップを期待できないと断じているが、それだと大幅な憲法改正が必要だ。「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する」と規定した第67条を変えるだけでは足りず、第4章（国会）と第5章（内閣）を全面改定しなければならないだろう。これでは、仮に実現できたとしても何年かかるか分からぬ。

目前に迫った参院選では憲法改正が大きな争点となる。

私自身、大幅な改正もしくは新憲法の制

定が不可欠だと考えているが、国会の議論みると、まずは改正手続きを定めた第96条の要件を緩和し、そこからまた条文を見直して国民投票にかけていこうという流れが主流だ。残念ながら我が国の政治状況を考えれば、安倍政権の役割は第96条の改正までで、その後はいつものたらい回しが繰り返されるだろう。やがてせっかくの改憲気運も雲散霧消してしまう。

つまり、大幅な憲法改正によつて首相のリーダーシップが強化されるというのは順序が逆で、まずは首相に強力なりーダーシップを持たせなければ、大幅改正そのものが実現困難なのだ。

とはいっても、自民党が主張するような首相の専権事項の拡大だけでは大きな改善は期待できない。なぜなら前述したように、一番の問題は首相の権限の範囲ではなく、任期の継続性にあるからだ。なぜ、日本の首相は任期を継続して勤め上げることが出来ないのか。それは、少しでも支持率が下がると、野党だけでなく与党の中からも「首相おろし」の動きが出てくるからである。こうした足の引っ張り合いは、自民党的な派閥政治を批判していた民主党政権においても顕著にみられた。昨年、私は鳩山由紀夫元首相と直接話す機会

があつたが、首相在任中の苦労話として「他党や世論と向き合つていたつもりが最後は党内の勢力との戦いだった」と振り返つておられたのが印象的だつた。

では、どうしたら国民不在の首相おろしやたらい回しを止めることが出来るのか。それが、安定した国家運営を行つキーポイントになるだろう。

ここで私は、憲法を改正せずとも実現できる、『日本式』の首相公選制を提案したい。

首相交替と同時に総選挙を

『日本式公選制』は、立憲君主国家に相応しい議院内閣制を前提とし、政党が中心的役割を果たす。

日本政策フロンティア設立者の小田全宏氏が導入を主張しているもので、今回の論文執筆にあたり、私は小田氏から多くのアドバイスを受けた。首相が選出されるまでの手順はこうだ。

（4）内閣が任期途中で総辞職し、首相が替わるときは、衆議院は即時解散する。各党は改めて首相候補者を選出し、総選挙にのぞむ。解散せずに与党内で首相をたらい回しすることは禁止する。

（5）首相に不測の事態が生じた場合は副首相が暫定的に首相になり、60日以内に総選挙を行う。は党首が選ばれるが、少数政党が連立相手の候補は国会の議決で指名すると規定した憲法第67条に

いかがだろう。この仕組みだと、首相の選出が総選挙の結果と確実に連動するため、実質的に公選制に近い選出が期待できる。それでいて、首相

も抵触しないので、あえて改正する必要はない。各党間で「今後、首相を替えるときは必ず解散総選挙をしよう」という取り決めをし、それを国民に約束すれば、明日からでもできるのだ。もしも与党が約束を破つてたらい回しをしたら、野党の猛反発で国会審議がストップするだけでなく、次の選挙で国民の厳しい審判が下されることになるのは言うまでもない。

また、タレント候補などが人気だけで首相に選ばれる懸念もなくなる。さらに、議院内閣制を維持するので、天皇と首相の位置関係においても明治以来の体制が維持できる。

何よりのメリットは、首相交替と同時に総選挙となるため、与党内で安易な首相おろしができにくくなることだ。むしろ与党議員は、足の引っ張り合いで有権者にそっぽを向かることを恐れ、派閥やグループの対立を超えてこれまで以上に首相を支えようとするだろう。逆に言えば、長期にわたって支持できるリーダーを党の代表に選ぼうとするようになる。人気のある政治家をとりあえず代表に立て、あとですぐ替えることもできなくなるのだ。

う。余談だが、終戦直後の占領期、少数政党を率いていた三木武夫がマッカーサーから首相就任を打診された際、「貴国にデモクラシーがあるように、わが国には憲政の常道がある」と言つて断つたという。民意を首相選出に反映させる憲政の常道は、現在から見ても優れた政治システムといえるだろう。

私の提案は、いわばこの「憲政の常道」の現代版である。かつて大正デモクラシーでわが国の政党は、薩長藩閥による密室政治で首相の座がたらに回しされていたことに抵抗し、民意を反映した首相選出の政治システム確立に心血を注いだ。その心意気を、現代の政党にも求めたいのだ。

そして新憲法の制定を

仮に10年前に、新たな首相選出の前に必ず総選挙を行うというシステムが確立されていたなら、小泉首相の後は鳩山首相と安倍首相しか誕生しないことになる。この二人を見比べるだけで、首相や首相候補者の重みが歴然とするのではないか。四年前の総選挙で、国民の多くは鳩山氏が首相になることを念頭に民主党に投票した。このとき、

現代版「憲政の常道」の確立を

繰り返しになるが、ここで提案した「日本式公選制」は、憲法も法律も変えずに実現できる。このため、やろうと思えばいつでもできる半面、法的拘束力がないので制度として定着しないと思われるかもしれない。だが、各国の政治システムをみても、例えばイギリスでは慣習法の伝統により、下院選挙で勝利した政党の代表を国王が首相に任命する仕組みが確立している。同じ立憲君主国である日本で出来ないはずがない。

そもそも戦前の日本には「憲政の常道」があった。すなわち大正13年（1924年）発足の加藤高明内閣以降、衆議院の第一党の党首に組閣の大命が下されるという慣行である。その内閣が失政によって総辞職すれば最大野党の党首に大命が下され、新首相は衆議院を解散して国民の信を問うという政治システムが、憲法に書かれていなくても「常道」として尊重されていたのである。

残念ながらこの慣行は、昭和7年（1932年）の五・一五事件によって終焉するが、もしも続いていたなら歴史は大きく変わっていただろ

う。国民の中に「どうせ誰がやつても政治は同じ」「一度ぐらい民主党にやらせてみたら」という安易な気持ちがあつたことは否めない。その結果、普天間基地問題の挫折をはじめ国政は大混乱した。一方、昨年末の総選挙では、国民の多くは安倍氏が首相になることを念頭に自民党に投票した。国民の中に「まともな経済政策をしてほしい」という気持ちが強かつたのではないか。その結果、アベノミクスにより円安株高が一気に進んだ。

首相の政策転換によつて国家の方向性や我々の生活は大きな影響を受ける。この当たり前のことだが、長年にわたる首相のたらい回しで国民に見えにくくなつていた。もしも「日本式」の首相公選制が実現するなら、国民の政治への意識は劇的に変わるものではないか。

最後に言いたい。

私は、新しい憲法をつくり、この国の統治システムを大きく変えるべきだと考えている。そのためにも、国民の信を得た国家リーダーが継続して政権を担える体制を、まずは早急に築かなければならぬ。政治に関わるもの一人として、そして国民の一人として、リーダーのたらい回しはもうごめんだ。